

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

白川町地域資源活用商品等開発支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年5月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町地域資源活用商品等開発支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

白川町地域資源活用商品等開発支援事業補助金交付要綱（令和7年白川町訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 事業者のうち、<u>次のいずれかに該当する</u> _____者であること。</p> <p>ア <u>個人事業主にあつては、町内に住所を有している者又は町内において事業活動を行う意思を有する者</u></p> <p>イ <u>法人にあつては、主たる事業所が町内にある者又は町内において事業活動を行う意思を有する者</u></p> <p>(2) 町税及びこれに準ずる納付金に係る納付義務がある場合は、これを完納していること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 完成した新商品及び新サービスを白川町のふるさと納税返礼品として登録し、かつ、町の魅力発信及び地域経済の活性化に寄与する意思を有している</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 事業者のうち、<u>個人事業主にあつては町内に住所を有している者とし、法人にあつては主たる事業所を町内に有している者であること。</u></p> <p>(2) 町税及びこれに準ずる納付金_____を完納していること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 完成した新商品及び新サービスを白川町のふるさと納税返礼品に<u>登録する</u> _____意思を有している</p>

改正後	改正前
こと。 (5) (略)	こと。 (5) (略)

附 則

この訓令は、令和7年 月1日から施行する。